

わたしたちが創る 〈文化のビオトープ〉  
協働でつくる 誇れる河内長野

# 河内長野市文化振興計画の概要



河内長野市文化振興計画は、本市で繰り広げられる絶え間ない文化活動の循環(サイクル)を活性化させるための社会的、物的、財政的環境条件の整備について、その方向と考え方を示すもので、また、市民、文化団体・アーティスト、企業・事業者、行政などが、それぞれ文化活動や文化のまちづくりを進めて行くにあたっての見取り図となるもの

河内長野市



## 計画策定の背景

### ・社会の大きな変化

少子化、高齢社会の到来、地球温暖化、経済のグローバル化、インターネットの普及など、20世紀から21世紀へと、社会は大きな変化に直面しています。

### ・社会運営の変化

地方自治の分野においても、地方分権、住民自治、協働、新しい公共など、今、社会運営の仕方が大きく変わりつつあります。

### ・都市の活気と美しさの両立

都市は、活気にあふれながらも美しいという2つの要素が両立することが大切で、都市の美しさを感じ取り、楽しむことのできる豊かな感性を持った市民の存在が欠かせません。

### ・市民社会の価値観の転換

“もの”より“ところ”の豊かさを求め、主体的に発言し、行動する市民、社会的な役割を自覚し担おうとする市民、自分たちのこれまでの暮らしぶりを問い直し、生活を変えていこうとする市民が増えています。



このような状況は、「市民自治の時代」ということができます。市民自治は、社会の課題の解決に自らの意思で取り組もうとする自立した市民によって担われます。その結果、さまざまな地域課題が克服され、よりよい暮らしを自分たち自身で実現できるようになります。

そのような社会をつくるためには、市民どうしの豊かなコミュニケーションや、新しいことにチャレンジする精神が必要ですが、それを育むのが文化芸術です。そこで、これまで以上に文化を振興することが重要となっています。

## 計画の目標

この計画では、目標年次を平成18年度(2006年度)から平成27年度(2015年度)までの10年間とし、次の3つの目標を掲げ、文化活動の主体である市民、文化団体・アーティスト、企業・事業者、行政などが協働して文化の振興に取り組んでいきます。

- 河内長野の文化の伝承と創造活動を活性化することによって、ところ豊かな市民生活および快適で美しい都市空間を実現します。
- ひとり一人の市民がお互いに敬意を払い合い、それぞれのもつ力を発揮して、いきいきと生きることができる社会環境を作ります。
- 多様で多彩な文化交流から生まれる新たな出会いや相互理解によって、文化の創造性を喚起し、河内長野市の文化を創造します。

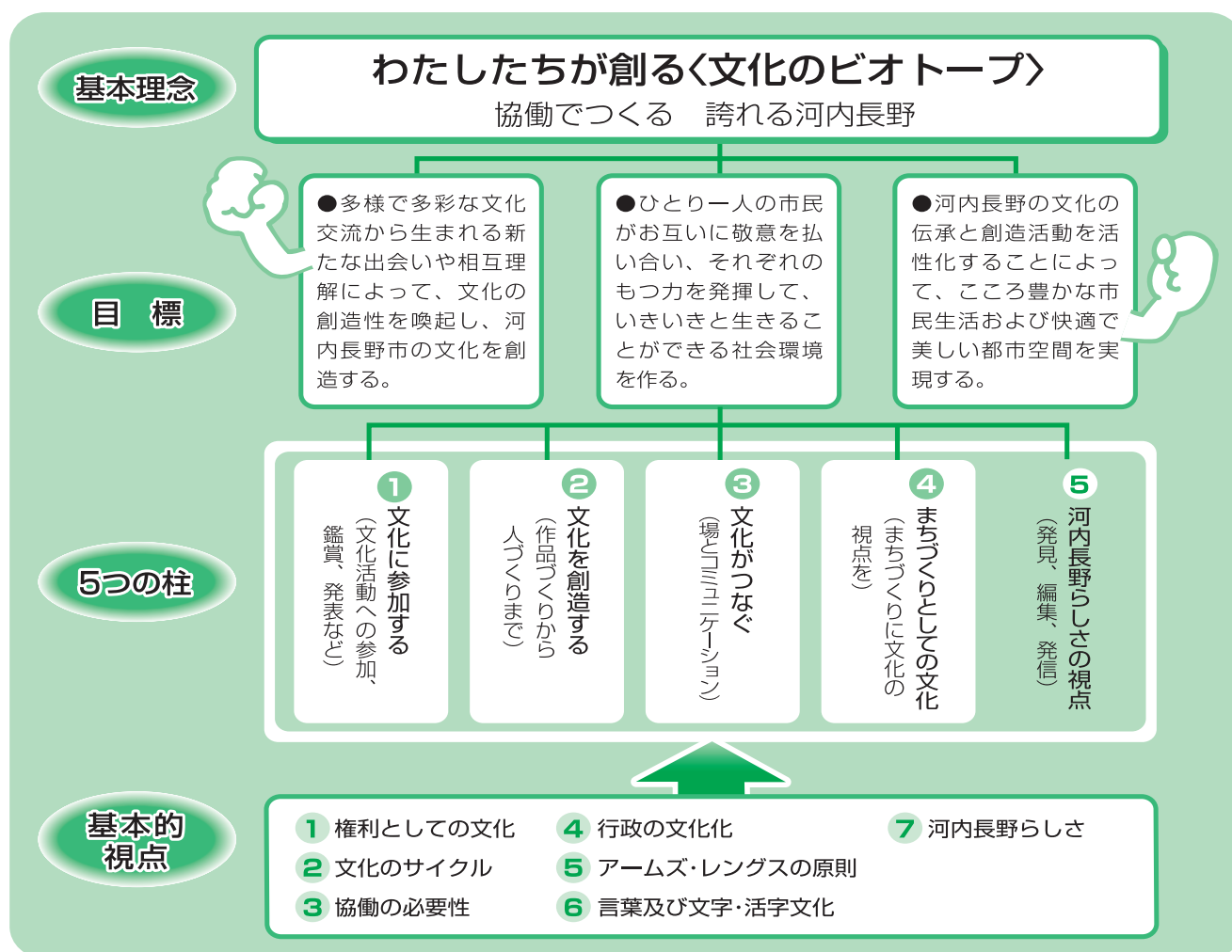


## 計画の基本理念と体系図

この計画は、市全体のまちづくりの目標へ向かって行われている様々な取り組みを、文化の視点から再構成するもので、市の総合計画におけるまちづくりの理念、目標、都市像を文化の視点からあらわす「文化によるまちづくりの目標」となります。

また、この計画を実現していくことを通して、市民ひとり一人の多様で多彩な生き方を可能にし、それぞれの能力が発揮できるとともに、文化芸術により豊かな感受性や共感力、想像力を養うことができます。文化のまちづくりは同時に人づくりであるといえます。

このように、文化振興に取り組むことにより、まちを誇りに思い、愛着を感じる市民が主体的・積極的に活動することで、本市を活性化させ、都市の魅力を増幅し、発信するという好循環を生み出します。



### <文化のビオトープ>

文化のビオトープとは、文化を創造し、守り育てる地域やグループがあちこちに生まれ、それらが時にはつながり、学習・練習、表現・発表、批評・蓄積というサイクルをたどりながら、一段一段ステップを上がっていく中で、新たなものを生み出す環境を生態学でいう“ビオトープ”にたとえたもの。文化のビオトープが沢山でき、広がることによって、地域全体の文化度が高まることが期待される。



## 基本的な視点

### ① 権利としての文化

我が国も批准している国際人権規約には、教育を受ける権利、文化的に生きる権利が定められています。また、日本国憲法により、すべての人は、単に生存するだけでなく、自由で、健康で、文化的な生活を営む権利を有しており、幸福を実現する権利が保障されているといえます。

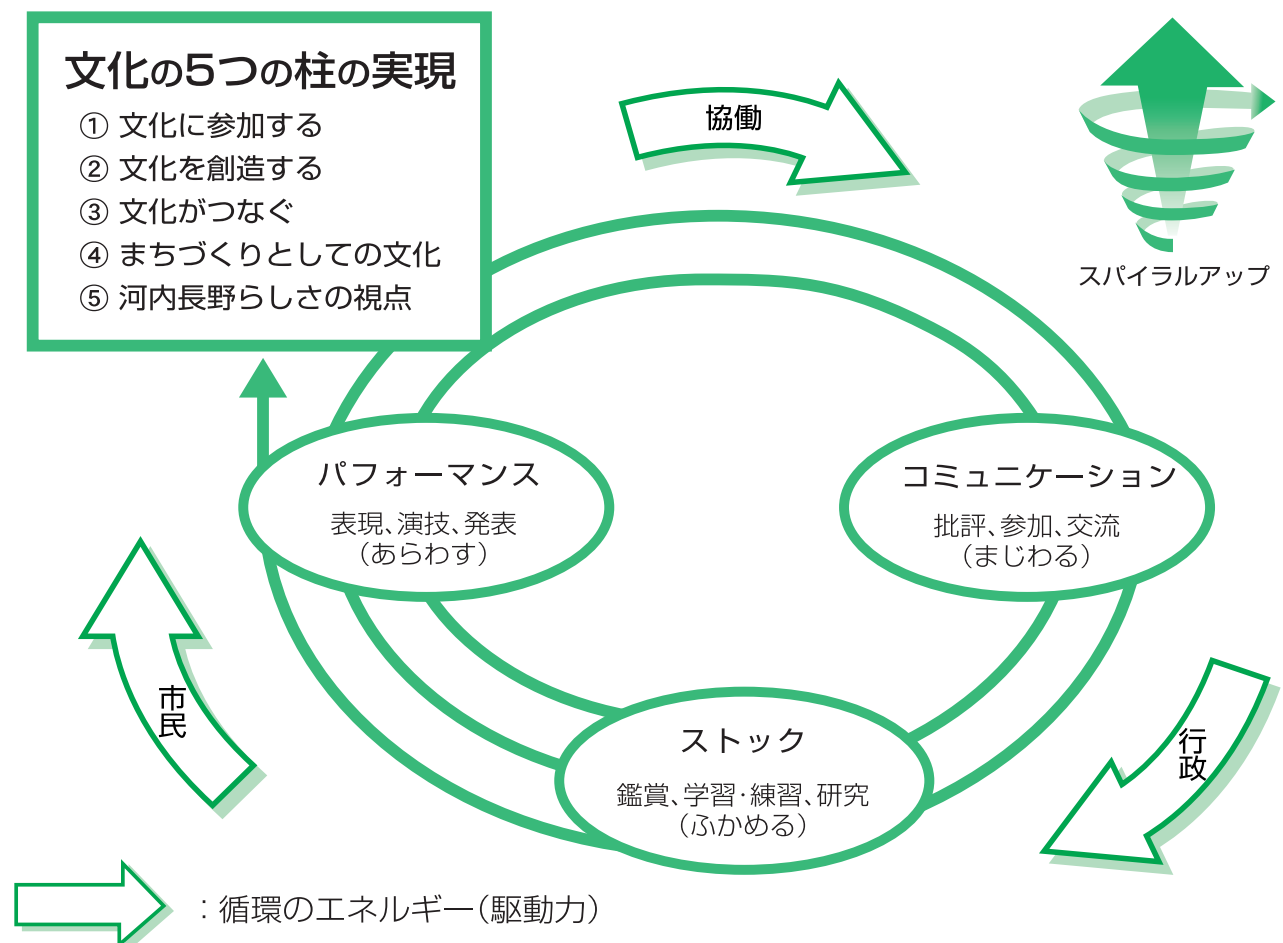
このような中、権利としての文化（文化権）は、人間の精神的活動の自由（思想および表現の自由など）を保障するという自由権的文化権と、文化的な生活（生存）が可能になるよう社会が支えていくという社会権的文化権とがあります。その内容は、「表現し創造する権利、コミュニケーションし交流する権利、学習する権利」であるといえ、これらが螺旋状に循環し高まっていくことができる環境を社会が整えることを意味し、公的な文化芸術支援の根拠となります。

なお、文化権には、知る権利、適切な教育を受ける権利、美しいまちをつくる権利、まちづくりに参加する権利など市民の基本的権利も含まれています。

### ② 文化のサイクル

文化活動には、ストック＝蓄積活動（鑑賞、学習・練習、研究など）、パフォーマンス＝表現活動（表現、演技、発表など）、コミュニケーション＝交流活動（批評、参加、交流など）の3つのステージがあり、次々にステージを変えながら、質的にも量的にも高まっていきます。

このように、市民も行政も常に一段高い次のステージへ飛躍する仕掛けが重要です。





### ③ 協働の必要性

まちづくりには、計画づくりから実施、評価に至るまでのすべての段階で市民との協働が求められています。協働とは、共通の目標に向かって、多様な主体が対等の関係でそれぞれが持っている力を活かすことによって、より大きな成果を生み出すための仕組みです。よって、文化のまちづくりにおいても、市民団体や芸術団体と行政の新たな協働関係をつくる必要があります。

また、協働にあたっては、両者が対等なパートナーシップ関係にあることが不可欠で、市民の理解を得るには、協働事業を行う際の透明性を確保することが重要です。

市民、文化団体・アーティスト、NPO、企業・事業者、行政等が、互いにできることや持っている力を出し合って、それぞれの役割を担いながら「文化によるまちづくりの目標(この計画)」に向かって進んでいくことで、より元気な河内長野文化を生み出すことができます。

### ④ 行政の文化化

行政の文化化とは、仕事の進め方や行政組織を市民の目線で点検し、市民サービスのより向上につながるように変えていくということです。これは、市民の声を汲み上げる仕組み、政策形成への市民参画の仕組み、協働の仕組みをつくるということで、文化の理念が行政内部に浸透し、最終的には、人権意識にまでつながってきます。

### ⑤ アームズ・レングスの原則

文化芸術への公的支援にあたって、行政が市民や文化団体の間に一定の距離(アームズ・レングス)を保ち、政治的な影響を遠ざけることをアームズ・レングスの原則と言います。

文化芸術活動への助成を行うにあたっては、表現内容や団体の組織力を判断材料にするのではなく、観客にどのような感動を与えるのか、会計処理が適切かなどを基準にするとともに、行政から独立した第三者機関(メンバーは文化や芸術に係わるさまざまな関係者や市民)がその評価を行うことが望ましいと考えられます。

このしくみによって、文化活動を行う者がのびやかに自由な発想をもって創造に励むことができ、その結果、多様で質の高い芸術創造を行うことができるとされています。それはまた、文化芸術活動を行う市民やアーティストに責任と自覚が芽生えることにつながります。

### ⑥ 言葉および文字・活字文化

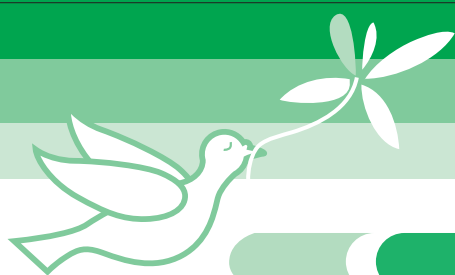
言葉と文字を使いこなすことは、人間の生活や活動の基盤であり、社会的関係をつなぎ、学習、表現、コミュニケーションを可能とする最も重要な機能で、人が社会に対して能動的に働きかける際にも最も大きな力となります。こうした意味で、言葉および文字の活用は文化の基盤であり、人間の自由と平等を支える基本的権利です。また、活字は、文化の蓄積、情報の受発信、表現などの手段として最も使いやすいもので、IT時代においてもその役割が小さくなることはありません。

つまり、言葉、文字・活字は、人間の諸権利の基礎であることから、それを使いこなすにあたって最大限の自由が保障されなければなりません。

### ⑦ 河内長野らしさ

文化における河内長野らしさには、自然の豊かさや歴史的資産の厚さ、市民の文化活動の活発さなどが挙げられます。また、これらから新しく河内長野らしい魅力を創ることなども含まれます。このような河内長野らしさを掘り下げて、全国レベルのものは、それを発信していくことが重要となります。

そして、それらを地域で育み継承していくため、人びとが安らぎ、憩い、居心地のよさを感じたり、元気や活力をもらったりできる場所や施設、行事を通じ、“らしさ”を誰もが感じられるものにし、全市民でそれを共有していく必要があります。



## 文化振興策の方向と具体策

### (1)文化に参加する

(文化活動への参加、鑑賞、発表など)

文化は、生活の中で、私たちの心を躍動させたり、深く物事を考えさせたりします。また、固定観念を打ち破るきっかけとなり、自分自身を映す鏡ともなります。文化との接点を拡大することが、文化振興の第一歩です。文化との関わりを広げ、深め、参加していくことができる環境、鑑賞から積極的な表現までを支える仕組みを整えます。

#### ■文化施設を活用する

- 既存公共施設の文化的活用
- 公共文化施設の柔軟な使い方の開発
- 多様な年齢層とかかわりあえる施設運営
- 文化施設のネットワーク
- 資料館等の展示施設の活性化

#### ■文化に出会う機会をつくる

- 現代的な芸術の受容、芸術による河内長野文化の再発見
- 公共空間をアートな空間に
- 子どもたちに文化との出会い
- 文化の出前(アウトリーチ)
- 本に出会う機会を増やす

### (2)文化を創造する

(作品づくりから人づくりまで)

文化は、常に新しいものを生み出していきます。市民文化活動においても、日々の研鑽により、ある時突然の飛躍を招くことがあります。また、柔軟な精神を持ち、多様な表現を認め合うことが、文化の創造につながります。こうした文化創造の環境を整え、市民の力を引き出す手だてを講じます。

#### ■文化イベントの再編成

- 文化イベントの再構築
- 小さな文化イベントをあちこちに
- 誇れる文化イベントを全国に

#### ■創造の場所をつくる

- アーティストのための創造の場づくり
- 文化活動の練習の場づくり

#### ■人をつくる

- 誇れる河内長野を学ぶ機会の提供
- 文化コーディネーター(アート・マネージャー)の育成
- 文化振興に貢献した人の顕彰



### (3)文化がつなぐ(場とコミュニケーション)

まちが元気であるのは、人と人がつながっていて、コミュニケーションが豊かであるからで、そのつながりは、人びとの間や、地域社会に「信頼」の輪を広げ、社会の安心を支える効果も生み出します。

また、様々な人が作品や上演・展示について語り合うことは、創造への刺戟を与え、新たな作品や舞台への期待につながります。

そこで、様々な人が語り合える「場」をつくり、コミュニケーションを豊かにする環境をつくりま

#### ■文化のサロン(場)をつくる

- 交流・コミュニケーションの場づくり
- 女性が活動しやすい環境づくり
- 学生のためのインターンシップ制度の確立

#### ■さまざまなコミュニケーション・ツールの開発と提供

- 市民の文化団体とプロの芸術団体の連携を図る
- 文化情報発信機能を高める

#### ■「評判」を語り合おう

- 文化芸術についての「評判」を語り合おう

#### ■さまざまな分野の文化団体の連携によるイベント開催

- 文化団体の連携によるイベント開催

### (4)まちづくりとしての文化

(まちづくりに文化の視点を)

地域の文化活動は、地域のまちづくり活動に他なりません。文化活動への参加は、地域社会への参加につながっていく、自発的、自主的なもので、このような文化活動があちこちで展開されていることは、まちの元気をつくりま

す。まちは、市民の生活の歴史の積み重ねであり、都市景観も、まちを共に育ててきた成果が花咲

き、結実したものです。こうした先人たちの暮らしの蓄積が、味わいのある都市景観をつくっています。

まちは、さまざまな考え方をを持った市民で構成されているため、まちづくりの方向を共有するためにも、今後も残したい都市空間、将来創りたい都市のイメージなどについて、全市民的な議論を巻き起こす必要があります。

このような全市民的議論をするためには、市民と行政の協働が不可欠であり、行政のまちづくりにも文化の視点を盛り込む必要があります。

#### ■地域資源を発見する、楽しむ、活かす

- 文化財を活かす
- 伝承情報の蓄積と継承
- 観光資源の発掘とアピールの強化

#### ■行政の文化化(公共事業に文化の視点を)

- 公共事業に文化の視点
- 市民と行政の密なコミュニケーション
- 行政職員への協働の仕組みの研修
- 大学との連携

#### ■都市景観の創造、街なみの再生・保全

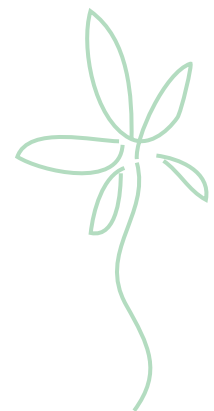
- 歴史的街なみ、建物を護り育てよう
- 美しく快適な景観を育てよう
- 河内長野の美しい山林景観を守ろう

### (5)河内長野らしさの視点(発見、編集、発信)

自然や歴史、市民の文化活動など、河内長野らしさはたくさんあります。文化振興にあたっては、こうした河内長野らしさの尊重が重要だと考えま

#### ■河内長野らしさを活かす

- 自然や歴史的資源の活用
- 河内長野らしさの編集
- 河内長野の魅力の発信



## 計画の担い手

この計画の実行の担い手は、河内長野とつながる人全部です。具体的には市民、文化団体・アーティスト、学校、企業・事業者、行政などが、相互に協働・連携して実行に取り組みます。

## 計画の進行管理

この計画を進めるにあたっては、文化活動の振興を市民が主体となって進めるという観点から、第三者機関(公募市民、企業・事業者、文化団体・アーティスト、学識経験者等で構成)を設け、計画の進行管理を行うだけでなく、計画の推進、進捗状況のチェック、評価の基準としての指標の設定、評価、アドバイスなどを行い、さらに、本計画の見直しが必要かどうかを検討する役割も担います。

このような役割を持つ第三者機関は、透明性と公正性が厳しく求められるため、オープンな運営を行い、事務局を行政から独立したところに置く必要があります。

## 計画の評価

この計画の評価には、この計画自体の進捗を評価するということと、市内等で繰り広げられる市民文化活動、都市文化活動を評価することの2つの視点が重要です。

まず、計画の進捗を評価するにあたっては、第三者機関が、計画の進行管理を行うにあたって個々の施策について目標や評価基準(指標)を明らかにし、進捗および事業の成果をわかりやすく市民に公表し、改善策を提案します。また、必要に応じて計画自体の見直しを行います。

次に、市内等で繰り広げられる市民文化活動、都市文化活動については、“公共性”の視点から「評価」し、文化活動の成果(作品、パフォーマンス等の質)を「批評」します。なお、「批評」に関しては、第三者機関が行うというより、市民が自由にそれらの活動の成果について語り合い意見交換することが重要で、文化活動を行う者が自らの活動を自己評価し、活動の質を高める契機ともなります。



平成18年3月 発行:河内長野市 編集:市民文化部 生涯学習推進室

〒586-0025 河内長野市昭栄町7-1キックス内

TEL 0721-54-0001 FAX 0721-54-0004 WEB <http://www.city.kawachinagano.osaka.jp/>